

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和7年3月1日 至 令和8年2月28日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 広田皮膚科
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 山口県周南市新町二丁目4番地
- (3) 設立認可年月日 平成19年 2月15日
- (4) 設立登記年月日 平成19年 3月 9日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種類	施設の名称	施設の医療機関コード	開設場所	許可病床数
診療所	広田皮膚科	3511510251	山口県周南市新町二丁目4番地	一般病床 0床 療養病床 0床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和7年4月24日 令和6年度決算の決定

〃 借入金額の最高限度額の承認

〃 役員報酬限度額の承認

様式 2

法人名 医療法人 広田皮膚科

※医療法人整理番号

所在地 山口県周南市新町二丁目 4 番地

財 産 目 録
(令和 8 年 2 月 28 日現在)

1. 資 産 額	146,079 千円
2. 負 債 額	8,001 千円
3. 純 資 産 額	138,078 千円

(内 訳)	(単位：千円)
区 分	金 額
A 流 動 資 産	129,718
B 固 定 資 産	16,361
C 資 産 合 計 (A + B)	146,079
D 負 債 合 計	8,001
E 純 資 産 (C - D)	138,078

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3－2

法人名 医療法人 広田皮膚科
所在地 山口県周南市新町2丁目4番地

※医療法人整理番号

貸借対照表
(令和 8 年 2 月 28 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	129,718	I 流 動 負 債	6,734
II 固 定 資 産	16,361	II 固 定 負 債	1,266
1 有 形 固 定 資 産	15,085	負 債 合 計	8,001
2 無 形 固 定 資 産	75	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,200	科 目	金 額
		I 出 資 金	9,000
		II 積 立 金	129,078
		純 資 産 合 計	138,078
資 産 合 計	146,079	負 債 ・ 純 資 産 合 計	146,079

様式 4－2

法人名 医療法人 広田皮膚科
所在地 山口県周南市新町 2 丁目 4 番地

※医療法人整理番号					
-----------	--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 7 年 3 月 1 日 至 令和 8 年 2 月 28 日)

(単位：千円)

科 目		金 額
I 事 業 損 益		
1 事 業 収 益		144,541
2 事 業 費 用		131,112
	事 業 利 益	13,428
II 事 業 外 収 益		3,302
	経 常 利 益	16,730
III 特 別 利 益		291
IV 特 別 損 失		291
	税 引 前 当 期 純 利 益	16,730
	法 人 税 等	3,851
	当 期 純 利 益	12,879

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 広田皮膚科
理事長 廣田 徹 殿

私は、医療法人 広田皮膚科の令和7会計年度（令和7年3月1日から令和8年2月28日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和8年4月25日

医療法人 広田皮膚科
監事 藤中 秀幸